平成26年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年相楽郡広域事務組合条例第27号)第4条第1項の規定に基づき、平成26年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成26年4月25日

相楽郡広域事務組合 代表理事 木 村 要

1 計画処理区域と計画処理人口

(1)計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町、 及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

(2)計画処理人口

区分	市町村名	木津川市	笠 置 町	和東町	精 華 町	南山城村	合 計
行 政	区域内人口	人 72,283	人 1,563	人 4,431	人 37,318	人 3,008	人 118,603
非ス	k 洗 化 人 口	3,990	749	1,633	1,194	521	8,087
内	計画収集人口	3,968	744	1,633	1,174	513	8,032
訳	自家処理人口	22	5	0	20	8	55
	・生活雑排水未処理人口 な し 浄 化 槽)	2,620	258	165	969	142	4,154
水	洗 化 人 口	65,673	556	2,633	35,155	2,345	106,362
冼	下 水 道 人 口	60,858	0	1,774	34,864	0	97,496
人	コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ン ト 人 口	0	0	0	0	0	0
内訳	净 化 槽 人 口(合併浄化槽)	4,815	556	859	291	2,345	8,866

2 一般廃棄物の計画処理量

_	ー 般 廃 棄 物 の 種 類			計	画 処 理	. 量 (k /	/年)	
0			木津川市	笠 置 町	和東町	精華町	南山城村	合 計
U	U	尿	4,307.03	818.15	1,078.35	946.33	701.38	7,851.24
	净化槽汚	泥	5,357.39	585.80	987.80	1,108.9	971.35	9,011.24
尿	合	計	9,664.42	1,403.95	2,066.15	2,055.23	1,672.73	16,862.48

3 一般廃棄物の処理主体

処理区分種 類	収	集・運 搬	中 間 処 理 し尿処理施設	最終処分埋立処分	その他 自家処理
	相染	《郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	
l U		㈱クリーンサービス山城			
	委	㈱相楽清掃	相楽郡広域	(し尿処理焼却汚泥) 大 阪 湾	
		(有)フシミ	事務組合	広 域 臨 海	
尿	託	相楽商事	大谷処理場	環 境 整 備 セ ン タ -	
		大和清掃			

		㈱クリーンサービス山城				
净		㈱相楽清掃				
化	許	(有)フシミ		(1.昆伽3		
ľυ	pΤ	相楽商事	相楽郡広域	大	理焼却汚泥) 阪 湾	
槽		大和清掃	事務組合	広 域	臨 海	
		城南衛生㈱	大谷処理場	環境	整備	
汚				セン	タ ー	
泥	回	平安衛生開発㈱				

4 処理計画

処理区分・収集区域等	ЧХ	集・運 技	般	中間	処理(し尿処	1理)	
種類	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣 (焼却灰量)	処分方法
	木津川市	4,307.03	4,307.03		4,307.03	12	
U	笠 置 町	818.15	818.15	相楽郡広域事務組合	818.15	2	埋
	和東町	1,078.35	1,078.35		1,078.35	3	立
	精華町	946.33	946.33	相楽郡広域	946.33	3	処
尿	南山城村	701.38	701.38	事務組合 大谷処理場	701.38	2	分
	合 計	7,851.24	7,851.24	76k /日	7,851.24	22	

処理区分・収集区域等	ЦΣ	集・運 技	般	中間	処理(し尿処]理)	
種類	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣 (焼却灰量)	処分方法
净	木津川市	5,357.39	5,357.39		5,357.39	15	
化	笠置町	585.80	585.80	相楽郡広域事務組合	585.80	1	埋
槽	和東町	987.80	987.80		987.80	3	立
	精華町	1,108.90	1,108.90	相楽郡広域	1,108.90	3	処
汚	南山城村	971.35	971.35	事務組合 大谷処理場	971.35	3	分
泥	合 計	9,011.24	9,011.24	76k / 日	9,011.24	25	

	最	終	処	分	
	埋立	処 分		堆肥化	2処分
処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	皇里	処理主体及び施設	量
相楽郡広域事務組合	t / 年	相楽郡広域事務組合	t / 年		t / 年
委 (U尿焼却汚泥) 大 阪 臨 整 ター 託	22	(浄化槽汚泥焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	25	(清掃汚泥) 八光海運㈱	100

5 収集・運搬の概要

処理主体 類		処 理 主 体	処理主体 収集区域の範囲		収集の方法
	相導	类郡広域事務組合		回/月	
し	委	㈱クリーンサーヒスム城:津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		
	女	㈱相楽清掃:上田雅幸	木津川市・和東町・南山城村		タラル生
		(有)フシミ:西田昇二	木津川市	1	各戸収集
尿	±-r	相 楽 商 事:小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
	託	大和清掃:竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
		㈱クリーンサーヒスム城:津路正志	京都府木津川市及び相楽郡	回/年	
净	許	㈱相楽清掃:上田雅幸	11		
化	П	(有)フシミ:西田昇二	11		
槽		相 楽 商 事:小山伸一	11		各戸収集
		大和清掃:竹田浩子	11	1	
汚	可	城南衛生㈱:津路昭彦	II .		
泥		平安衛生開発㈱:大谷信之	11		

6 中間処理施設の概要

施	設 名	称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処	理主	体	相楽郡広域事務組合
所	在	地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処	理方	式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理(砂ろ過・活性炭)
処	理能	カ	76k /日
処	理	量	46k /日
残	渣	量	47t / 年

7 清掃汚泥処分施設の概要

施	設	名	称	八光海運株式会社処理施設
処	分 委	託 業	者	八光海運株式会社
所	右	Ē	地	熊本県上天草市大矢野町登立三年ヶ浦 3357 番 1
処	理	方	式	機械乾燥+堆肥化
処	理	能	力	53.5 t /日
処	珰	<u> </u>	量	100 t /年

8 住民に対する広報・啓発活動

・各市町村広報誌及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正 化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。